

「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～(案)」に対する意見

御意見						
1. 全体を通しての意見						
全体に多くの対策例が掲げられていること自体は、実務の参考に資することになるが、漏えい防止策として挙げられた対策をすることが、かえって秘密保護に悖る結果を生じることになるのではないかと、不都合が懸念されるといった議論もあるので、今後の実務における問題点の顕在化や裁判例の蓄積を踏まえ、より具体的かつ実効的な秘密情報の漏えいを防止するための対策を端的に示したハンドブックへの改善を含め検討されたい。						
2. 個別箇所毎の意見						
No.	ページ番号	該当箇所		意見内容		理由
(1)事例の追加						
1	6	2-1	(1)企業が保有する情報の把握	—	(企業が保有する情報とは)	1つ目の○中の2行目の「PCやUSB」を「PCやサーバ,USB」に修正 事例を充実させるため
2	15	3-2	(2)持ち出し困難化	—	—	「パスワード設定、暗号化」も対策事例として追加 事例を充実させるため
3	16	3-2	(4)秘密情報に対する認識向上(不正行為の言い逃れの排除)	—	—	「秘密情報の取り扱いに関する教育の実施」を認識向上事例として追加 事例を充実させるため
4	18	3-3	(2)秘密情報の取扱い等に関する社内の規定の策定	②秘密情報の定義	—	定義の具体例を示す 事例を示すことでイメージし易くなる
5				⑤管理責任者	—	具体例として、部門責任者、プロジェクト責任者等を記載する 事例を充実させるため
6	23	3-4	(1)従業員等に向けた対策	①「接近の制御」に資する対策	c. 分離保管による秘密情報へのアクセスの制限	生産ラインのレイアウト等～、に、製品サンプル、部品等、物の秘密情報の例を追加 事例を充実させるため
7	25	3-4	(1)従業員等に向けた対策	②「持ち出し困難化」に資する対策	b. 秘密情報の社外持ち出しを物理的に阻止する措置	「ノートPC等は、使用者不在時に、机引出、キャビネット等に格納、施錠します。」を追加 事例を充実させるため
8	26	3-4	(1)従業員等に向けた対策	②「持ち出し困難化」に資する対策	e. 社外へのメール送信・Webアクセスの制限	社外へメールを送信するときに、上司の承認を必要とするシステムを使用することによる、秘密情報の送付先の間違いや、送付すべきでない宛先への送信を防止する方法が考えられます。 事例を充実させるため

No.	ページ番号	該当箇所			意見内容	理由
9	26	3-4	(1)従業員等に向けた対策	②「持ち出し困難化」に資する対策	e. 社外へのメール送信・Webアクセスの制限	「フリーメールの利用制限」を追加 事例を充実させるため
10	26	3-4	(1)従業員等に向けた対策	②「持ち出し困難化」に資する対策	e. 社外へのメール送信・Webアクセスの制限	「ファイル共有サイト等の禁止サイトへの接続制限」を追加 事例を充実させるため
11	29	3-4	(1)従業員等に向けた対策	③「視認性の確保」に資する対策	a. 職場の整理整頓(不要な書類等の廃棄、書棚の整理等)	「不要書類の廃棄促進期間を設け、従業員等に向けた整理整頓を促進します。」を追加 事例を充実させるため
12	29	3-4	(1)従業員等に向けた対策	③「視認性の確保」に資する対策	b. 秘密情報の管理に関する責任の分担	「秘密情報の責任者をリスト化し、共有するなどの方法により、責任者の抜け漏れを防止する。」を追加 事例を充実させるため
13	32	3-4	(1)従業員等に向けた対策	③「視認性の確保」に資する対策	j. 秘密情報が記録された媒体の管理等	2つ目に○に、「利用期間を設定し、期間経過時、返却を促す通知を行う」ことを追加 事例を充実させるため
14	35	3-4	(1)従業員等に向けた対策	④「秘密情報に対する認識向上(不正行為者の言い逃れの排除)に対する対策	a. 秘密情報の取扱い方法等に関するルールの周知	(研修等の内容の例)として「理解度テスト、アンケートの実施」を追加 事例を充実させるため
15	36	3-4	(1)従業員等に向けた対策	④「秘密情報に対する認識向上(不正行為者の言い逃れの排除)に対する対策	b. 秘密保持契約等(誓約書を含む)の締結	「定期的に誓約書に同意を求める制度の導入等」を追加 事例を充実させるため
16	44	3-4	(2)退職者等に向けた対策	③「視認性の確保」に資する対策	q. 退職をきっかけとした対策の厳格化とその旨の周知	(厳格化する対策の例)として「アクセス制限を見直す」を追加する。 事例を充実させるため
17	50	3-4	(3)取引先に向けた対策	①「接近の制御」に資する対策	a. 取引先に開示する情報の厳選	具体例 秘密情報を開示、提出するような商談を行う前に、まずは秘密保持契約を締結することを大原則とする。 事例を充実させるため
18	51	3-4	(3)取引先に向けた対策	②「持ち出し困難化」に資する対策	a. 秘密情報の消去・返還と複製できない媒体での開示	物の秘密情報の返還も記載必要では 事例を充実させるため

No.	ページ番号	該当箇所		意見内容	理由	
19	54	3-4	(3)取引先に向けた対策 ④「秘密情報の認識向上(不正行為者の言い逃れの排除)」に資する対策	b. 秘密情報であることを表示	「口頭で開示して、文書化した秘密情報も「秘密情報」である旨を表示することが必要です。」を追記	事例を充実させるため
20	54	3-4	(3)取引先に向けた対策 ④「秘密情報の認識向上(不正行為者の言い逃れの排除)」に資する対策	c. 具体的な秘密情報取扱い等についての確認	「消去が完了したことを証明、報告等する報告書の提出を求めることも有効です。」を追加	事例を充実させるため
21	57	3-4	(4)外部者に向けた対策 ①「接近の制御」に資する対策	a. 秘密情報を保管する建物や部屋の入場制限、書棚や媒体等のアクセス制限	「外部者のフロアへの立ち入り制限。サーバールームへの入退室制限、管理。」を追加	事例を充実させるため
22	57	3-4	(4)外部者に向けた対策 ①「接近の制御」に資する対策	a. 秘密情報を保管する建物や部屋の入場制限、書棚や媒体等のアクセス制限	具体例として「社員証、名札等を着用していないなど、所属、氏名が視認で特定できない者へ、挨拶、声掛け等の実施」を追加	事例を充実させるため
23	58	3-4	(4)外部者に向けた対策 ①「接近の制御」に資する対策	b. 外部者の構内ルートの制限	具体例のex)に「外部者の目に触れる秘密情報の資料は机上への放置しない。」を追加	事例を充実させるため
24	58	3-4	(4)外部者に向けた対策 ①「接近の制御」に資する対策	b. 外部者の構内ルートの制限	具体例のex)に「外部者が通るルートに設置したPCは画面表示を見えないようにする。」を追加	事例を充実させるため
25	58	3-4	(4)外部者に向けた対策 ①「接近の制御」に資する対策	b. 外部者の構内ルートの制限	具体例のex)に「外部者が通るルートに設置したプリンタ、コピー機等に印刷物を放置しない。」を追加	事例を充実させるため
26	58	3-4	(4)外部者に向けた対策 ①「接近の制御」に資する対策	b. 外部者の構内ルートの制限	具体例として「入退室の際に、責任者が立ち会う、同行するなどを行う」を追加	事例を充実させるため
27	60	3-4	(4)外部者に向けた対策 ②「持ち出し困難化」に資する対策	a. 外部者の保有する情報端末、記録媒体の持ち込み・使用等の制限	一つ目の○の「…(カメラ等)」を、「…(カメラ、スマートフォン等)」に修正	事例を充実させるため
28	63	3-4	(4)外部者に向けた対策 ③「視認性の確保」に資する対策	b. 秘密情報を保管する建物・区域の監視	具体例 各種メンテナンス業者等には専用の、権限を制限したIDを一時的に払い出し、操作ログを記録する。	事例を充実させるため

No.	ページ番号	該当箇所			意見内容	理由	
29	70	4-1	-	-	(部門横断的な組織と各部門の役割分担) 例えばとして、「部門横断的に一定期間発足するプロジェクトでは、プロジェクトの秘密情報の管理の責任者を任命し、業務内容、目的、性質等に応じた秘密情報管理規定を策定、メンバーへの遵守、定期、不定期のチェック、秘密情報保持者の確認等の管理統制の権限を付与するという対応」を追加	事例を充実させるため	
30	72	4-1	-	-	(子会社・委託先等を含めた秘密情報の管理体制の構築) 「海外の子会社、支社、支店、駐在員事務所等では、各地の営業秘密に係る法令へ対応が必要なことに留意」することを追記	事例を充実させるため	
31	75	4-2	-	-	(情報漏えい対策に関する役割) 「不正ソフトウェアのインストール禁止」を追加	事例を充実させるため	
32	76	4-2	-	-	監査担当(内部統制担当) 「監査結果に基づく改善指導、規程改定提言」を追加	事例を充実させるため	
33	95	6-1	(2)漏えいの疑いの確認	③取引先による漏えいの疑いの確認	-	具体例として「漏えいの兆候のある取引先等の製品、サービス等のカタログ、紹介サイト等のチェック」を追加	事例を充実させるため

No.	ページ番号	該当箇所		意見内容	理由
(2)その他					
1	前文	「はじめに」の下から6行目の「加えて～期待しています。」		「有効活用」に関する記述を削除して頂きたい。	「情報の有効利用」について記載があるが、ハンドブック本文中に有効活用に関する具体的な推奨事例が無いにもかかわらず前文にこのような記載があると、読み手側に混同を招くのではないか。
2	2	1-1	—	(本書と営業秘密管理指針との関係) 上から6行目の「したがって、本書で紹介する対策の全てを実施しなければ、不正競争防止法の「営業秘密」として法的保護が受けられないというものではありません。」をもっと強調して記載して頂きたい。	該当箇所は本ハンドブックの意義という点では非常に重要で、企業だけでなく裁判所においても重要視する部分であると思われるため。
3	21	3-4	(1)従業員等に向けた対策 ①「接近の制御」に資する対策	b. 情報システムにおけるアクセス権者のID登録 2つ目の○中の「PC」を「情報システム」に修正	ID登録はPCのみに登録するとは限らないので、PC限定ではなく、IDを情報システムに登録、などの方が広く解釈できるのではないかと 2つ目の※の記載内容との整合性の関係からも修正が必要ではないか
4	31	3-4	(1)従業員等に向けた対策 ③「視認性の確保」に資する対策	g. 秘密情報が記録された廃棄予定の書類等を従業員の目の届くところに保管 g. について表題部分も含め以下の通り修正 g. 廃棄予定の書類等の保管 たとえ廃棄が決まった書類等であっても、廃棄が完了するまでは従前通り保管する必要があります。	たとえ廃棄予定の書類等であっても、廃棄されるまでは従前通りの管理が必要。あえて廃棄予定の書類等の取扱いについての管理方法を明示する必要はない。
5	37	3-4	(1)従業員等に向けた対策 ④「秘密情報に対する認識向上(不正行為者の言い逃れの排除)に対する対策	c. 秘密情報であることの表示 ii)直接表示することが困難な物件等 書くことによってリスクが生まれることも記載すべき	その保管場所に秘密情報があることが判ってしまうので、悪意をもって持ち出しを図ろうとする者が保管場所を知ってしまうリスクがあるから
6	38・39	3-4	(1)従業員等に向けた対策 ⑤「信頼関係の維持・向上等」に資する対策	— 【企業への帰属意識の醸成・従業員等の仕事へのモチベーション向上】及びd.～f.の事例を削除するか、残すのであれば【秘密情報の管理に関する従業員等の意識向上】及びa.～c.の事例とは別の項とするため⑥として独立させる。	a.～c.の事例は実務的にも有効であり、既に運用している企業も多いと思われる一方、d.～e.の事例は抽象的で、a.～c.の事例と同程度の有効性があるまでは言えない。同じ項で記載すると、せっかく有用なa.～c.の事例が埋もれてしまうため。
7	38	3-4	(1)従業員等に向けた対策 ⑤「信頼関係の向上等」に資する対策	a.秘密情報の管理の成功事例の周知 ↓ 「a.秘密情報の管理の実践例の周知」	適切なタイトルへの修正 「a.秘密情報の管理の成功事例の周知」 ↓ 「a.秘密情報の管理の実践例の周知」
8	44	3-4	(2)退職者等に向けた対策 ③「視認性の確保」に資する対策	r. OB会の開催等 当該項目を削除していただきたい。	OB会は、秘密情報の不正取得を狙う場所・機会の温床になるリスクの方を憂慮すべきであり、事例として取り上げることは適切でないと考えられるため。
9	47	3-4	(2)退職者等に向けた対策 ⑤「信頼関係の維持・向上等」に資する対策	a.適切な退職金支払い 「非常勤顧問」等として再雇用することも考えられます。」の記載を削除していただきたい。	「非常勤顧問として再雇用」というケースは、単に困り込むために何らの成果も無い元従業員に金銭を供与することにも繋がりがかねない。一方で、元従業員と秘密保持契約を締結したり、アドバイザリー契約やコンサルティング契約といった、成果を伴うような契約を締結すれば足りるため、当該記述は不要と考える。

No.	ページ番号	該当箇所				意見内容	理由
10	77	5-1	—	—	—	<p>削除されたい。</p> <p>もし記述を維持される場合には、実際に不正利用行為を行ったとして提訴された場合に、原告の主張を特定したうえで、当該主張に応じた抗弁の提出のための準備としての位置付けであることを整理、明記し、秘密情報の漏えいの防止とは直接関係がないものの、実務上の参考になる情報として、コラム等で記載されたい。</p>	<p>本ハンドブックは、自社で開発等した秘密情報や他社から正当に取得した秘密情報の漏えいを防止するための手段を示されている。また、そうであることが読者から想定されていると合理的に推測されるところ、自社情報の独自性の立証については、一般的に自社で開発した情報であることを後日の紛争において何らかの形で立証することが必要になることは理解できるものの、「知らなかった、知らなかったことに重過失がない」ということは、原案で記載されているように、例えば、5号の事例において、転職者に対して十分な対応をとったにもかかわらず、転職先企業において転職元企業の営業秘密が取得された場合の抗弁事由である。これに対して、独自開発の抗弁は、原告の主張のとおり、原告の営業秘密が被告企業が取得された場合であっても、被告企業において使用している営業秘密は、被告企業が独自に開発したものである場合の抗弁であって、前提となる状況が異なると思われるため。</p>
11	87	5-3	—	—	—	<p>削除されたい。</p>	<p>本ハンドブックは、自社で開発等した秘密情報や他社から正当に取得した秘密情報の漏えいを防止するための手段を示されている。また、そうであることが読者から想定されていると合理的に推測される。ところが、原案は、営業秘密の侵害物品に関する規制を回避するための手段として書かれており、秘密情報の漏えい防止のための手段ではないと考えられるため。また、本記述は改正法の解釈とも深く関係するところ、実務上の管理手段を列挙しているハンドブックにおいて、改正法の解釈に踏み込んだ記述をすることは、実務に混乱を招きかねないため。</p>